

## 地域子ども・子育て支援事業とは

◎ 子ども・子育て支援法第 59 条に「市町村は、内閣府令で定めるところにより、第 61 条第 1 項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、地域子ども・子育て支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。」と規定されています。

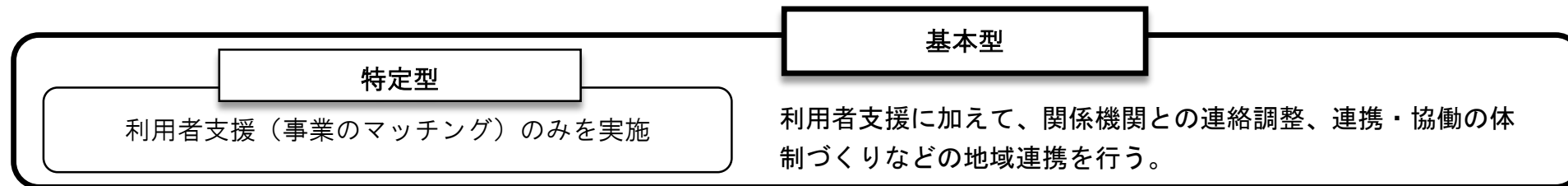
◎ 規定されている事業（13 事業）

番号	事業名	分科会	状況	番号	事業名	分科会	状況
1	利用者支援事業	A・C	新規	8	一時預かり事業		実施
2	地域子育て支援拠点事業	A・C	実施	9	延長保育事業		実施
3	妊婦健康診査	C	実施	10	病児保育事業	A・C	実施
4	乳児家庭全戸訪問事業	C	実施	11	放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）		実施
5	養育支援訪問事業	C	実施	12	実費徴収に係る補足給付を行う事業		新規
6	子育て短期支援事業	C	実施	13	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業		新規
7	ファミリー・サポート・センター事業	C	実施				

# 1) 利用者支援事業

## 事業内容

- ◎ 子ども及びその保護者が、認定こども園・幼稚園・保育所での教育・保育や、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行うとともに、関係機関と連絡調整を実施する事業。



## 現状と課題

- ◎ 子どもや子育てに対する支援制度が多様になる中で、子育て中の保護者は発信されている情報をもとに、自分に必要なサービスを自ら選択しなければならないことから、子育てに対する負担の原因になっていると考えられます。
- ◎ 子どもと子育てに対するサービスを提供する上では、子育て中の保護者がそれぞれのニーズにあったサービスを選択できるように、適切な情報発信と利用者一人ひとりにあった支援を行っていく必要があります。

## 委員意見

- ◎ 市役所の窓口では「保育コンシェルジュ」のような相談にのってもらえる人がいて的確なアドバイスを受けられるのか？

## 今後の方向性

- ◎ 子ども及びその保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるように、利用者の個別ニーズを把握し、それに基づいて情報の集約・提供、相談、利用支援等を行う「利用者支援事業」への取り組みを進めます。
  - ◇ 関連施設等との連携や多様な相談への対応が必要であると想定されるとともに、住民サービスの観点からも情報提供にとどまらず具体的な入所調整まで実施することが想定されることから、行政窓口（または公立施設）での対応が望ましいのではないかと考えられます。
  - ◇ 子ども・子育て支援新制度が新たにスタートすることから、利用者支援事業の新規実施後も、より適切に市民ニーズに応えることができるように事業の進め方（あり方）を改善しながら進めていく必要があると考えられます。

## 2) 地域子育て支援拠点事業

### 事業内容

- ◎ 乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。
- ◎ 通常の支援事業としては、“交流の場の提供・交流促進”“子育てに関する相談・援助”“地域の子育て関連情報の提供”“子育て・子育て支援に関する講習”等があります。

### 現状と課題

- ◎ 市内 11ヶ所にて地域子育て支援センターを開設中。 【私立 6ヶ所・公立 5ヶ所】
- ◎ 地域の子どもや保護者に対する子育て支援を総合的に提供する、子育て支援機能を付加することが基本とされている「認定こども園」を 20ヶ所開設中。
- ◎ 新制度移行に際して「認定こども園」の増加が見込めることから、現在の地域子育て支援センターとの役割分担を加味した需要と供給の調整が必要。

### 委員意見

- ◎ 規模は小さくても身近に利用できることが望ましい。車の無い母親が気軽に参加できるよう中心部にもあれば良い。
- ◎ 取組みは十分行われており、今後も同様に取り組むと良い。
- ◎ (同一アーケード内の) 四ヶ町の親子広場と三ヶ町の子ども発達センターとの住み分けの考え方は。

### 今後の方向性

- ◎ 乳幼児とその保護者の利便性を図りながら、地域子育て支援拠点事業の継続的な実施を図ります。
  - ◎ 市民ニーズを考慮しつつ、事業の利用状況などを見ながら、必要に応じて計画の見直しを行います。
- ◇ 地域子育て支援拠点事業の利用者は今後も増加するものと想定されますが、認定こども園が増加することによって子育て支援機能の充実が図られることから、ニーズの拡大に対しても充足できるものと考えられます。

## 3) 妊婦健康診査

### 事業内容

- ◎ 妊婦と胎児の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、  
①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導 を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業。

### 現状と課題

- ◎ 妊婦一般健診を 14 回実施しています。財源は交付税措置。
- ◎ 課題は特に見当たらない。

### 委員意見

- ◎ 特に無し。

### 今後の方向性

- ◎ 14 回の妊婦健康診査を継続して実施します。  
◇ 14 回の妊婦健康診査を継続して実施することで、妊婦・胎児の健康管理ができ、安心して出産できる環境づくりにつながるものと考えられます。

## 4) 乳児家庭全戸訪問事業

### 事業内容

- ◎ 生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、  
①子育てに関する情報提供、②乳児・保護者の心身の状況及び養育環境の把握、③養育についての相談を行う事業。

### 現状と課題

- ◎ 家庭訪問員23人で2,083人(92.2%)を訪問(平成25年度実績)。
- ◎ 家庭訪問員は市が実施している子育てサポーター養成講座を受講し、一定期間、子育て支援に関する活動の経験を有する方。月に1回の定例会にて研修会を実施し、質の向上に努めています。
- ◎ 全戸訪問で把握できなかった方については、4か月児健診において確実に状況を把握するよう努めています。
- ◎ 母親が安心して訪問を受入れられるよう家庭訪問員の資質の向上を行うことが必要です。

### 委員意見

- ◎ 取組みは十分に行われており、今後も同様に取組んだ方が良い。現状を維持してほしい。
- ◎ 訪問されることを苦痛に感じている人もいる。

### 今後の方向性

- ◎ 乳児家庭全戸訪問事業を継続して実施します。
- ◎ 家庭訪問員の資質の向上を図るため、専門家による研修や訪問員相互の研修を行い、実施体制や方法について検討していきます。
  - ◇ 家庭訪問員の資質の向上を図ることで、母親が安心して訪問を受入れられる環境が整い、母親の育児不安の解消や乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な養育環境の確保が図られるものと考えられます。

## 5) 養育支援訪問事業

### 事業内容

- ◎ 児童の養育に係わる支援が必要な家庭に対し、訪問による支援を実施することで、当該家庭において安定した児童の養育が行えるようにする事業。  
(家事支援、育児に係る相談【母子相談、母の身体的・精神的不調和状態に対する相談、未熟児・多胎児等に対する育児相談、保護者に対する育児支援等】)

### 現状と課題

- ◎ 養育支援家庭訪問員 10 人、養育支援助産師 5 人。
- ◎ 1 回あたりの支援時間は 2 時間以内とし、回数は 8 回を限度としています。
- ◎ 妊婦相談や産科医療機関からの相談、新生児や乳幼児の家庭訪問等で、養育支援が必要な家庭を早期に把握し、本事業につなげています。
- ◎ 課題は特に見当たらない。

### 委員意見

- ◎ 特に無し。

### 今後の方向性

- ◎ 養育支援訪問事業を継続して実施します。
- ◎ 関係機関との更なる連携を図ります。
- ◎ 家庭内における適切な養育環境の提供を目指した自立支援を行います。
  - ◇ 養育支援を行うことで、家庭内で適切な養育環境が継続できるよう支援する（自立支援）とともに、虐待予防にもつながるものと考えられます。

## 6) 子育て短期支援事業

### 事業内容

- ◎ 保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）。

### 現状と課題

- ◎ 児童養護施設等（4施設）に委託して実施しています。【25年度 ショートステイ（実16人延90人日）、トワイライトステイ（利用無し）】
- ◎ 課題は特に見当たらない。

### 委員意見

- ◎ 特に無し。

### 今後の方向性

- ◎ 現行通り、事業を実施します。
  - ◇ ショートステイ事業の利用状況は、近年ほぼ横ばい（トワイライトステイ事業は24年度、25年度利用無し）で、今後も同様の状況が続くものと考えられますが、養育が一時的に困難となった児童を保護する事業として、今後も継続して実施していくことが必要であると考えられます。

## 7) ファミリー・サポート・センター事業

### 事業内容

- ◎ 乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（依頼会員）と当該援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業。

### 現状と課題

- ◎ 会員数は増加しています。【平成 25 年度末 1,617 人 ⇒ 平成 26 年 7 月末現在 1,825 人】
- ◎ 保育時間前後の預かりや送迎等に対応できるよう、利用しやすい環境の整備が必要。【平成 25 年度利用実績 660 件】
- ◎ 提供会員が高齢化しており、新たな提供会員の確保が必要。（提供会員になるには、講習会の受講が必要です。）

### 委員意見

- ◎ 他の子育て支援サービスで対応できるのでは？との意見や、今後も同様に取り組んだ方が良いという継続を求める意見の両面からの意見あり。

### 今後の方向性

- ◎ 本事業についての情報発信の強化（制度周知による会員の増加）や依頼会員と提供会員の交流会の開催など、利用しやすい環境づくりを行います。
- ◎ 提供会員になるための講習会について、質を確保しながら、より受講しやすい体制（時間、回数等）を整えます。
  - ◇ 本事業は、保育所等のように常時利用するものではなく、他の子育て支援サービスの隙間を埋めるものであると考え、必要な方がより利用しやすい環境を整えることが必要であると考えられます。



## 10) 病児保育事業

### 事業内容

- ◎ 児童が発熱等急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業。
- ◎ 本事業の類型としては、「病児対応型・病後児対応型」・「体調不良児対応型」・「非施設型（訪問型）」の3類型があります。
  - （病児対応型・病後児対応型）
    - ・地域の病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業
  - （体調不良児対応型）
    - ・保育中の体調不良児を一時的に預かるほか、保育所入所児に対する保健的な対応や地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援を実施する事業
  - （非施設型（訪問型））
    - ・地域の病児・病後児について、看護師等が保護者の自宅へ訪問し、一時的に保育する事業

### 現状と課題

- ◎ 市内5か所にて病児対応型で事業を実施中。（すべて小児科に病児保育室を併設する形で実施）
- ◎ 6月議会において、地区によっては施設数の増が必要なのではないかと質問あり。

### 委員意見

- ◎ 他都市と比較して施設が多いのでは？との意見や拡大を求める意見の両面からの意見あり。

### 今後の方向性

- ◎ 児童の急な体調変化にも対応できるよう、小児科併設の「病児対応型」の病児保育事業について継続的な実施を図ります。
  - ◇ 本年度（26年度）に新たに1か所開設したことから、本計画期間（5年間）の中で利用状況とニーズ量の推移を見ながら、より市民が利用しやすいサービスになるように研究していくことが求められていると考えられます。